

＜市第82号議案関連資料＞

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる
特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正

特定非営利活動法人の認定取得に伴う条例別表の変更

1 趣旨

条例の指定を受けている特定非営利活動法人のうち、法[※]に基づく認定を受けた場合、税制上の優遇措置の拡大などメリットをさらに享受できるようになります。一方で、認定を受けた場合、指定の更新ができないため、指定期間満了に伴い、条例別表から当該法人の名称等を削除します。

※法：特定非営利活動促進法

2 条例の一部改正内容

(1) 対象となる法人

ア 法人の名称

特定非営利活動法人舞岡・やとひと未来

イ 改正の内容

法人の名称及び主たる事務所の所在地等を、条例別表から削除します。

3 条例別表

条例の別表を次のとおり改正します。

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	横浜市市税条例第 29 条の 4 の 3 第 2 項の期間
特定非営利活動法人 舞岡・やとひと未来	戸塚区南舞岡四丁目 38 番 13 号	平成 26 年 1 月 1 日から 平成 31 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人 こらぼネット・かながわ	神奈川区幸ヶ谷 4 番地	平成 27 年 1 月 1 日から 平成 32 年 6 月 30 日まで
特定非営利活動法人 ワーカーズわくわく	瀬谷区南台一丁目 17 番地 の 3	平成 28 年 1 月 1 日から 平成 33 年 6 月 30 日まで
特定非営利活動法人 びーのびーの	港北区篠原北一丁目 2 番 18 号	平成 28 年 1 月 1 日から 平成 33 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人 ふらっとステーション・ドリ ーム	戸塚区深谷町 1,411 番地の 5	平成 30 年 1 月 1 日から 平成 34 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人 アクションポート横浜	中区山下町 94 番地	平成 30 年 1 月 1 日から 平成 34 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人 こまちぷらす	戸塚区戸塚町 145 番地の 6	平成 30 年 1 月 1 日から 平成 35 年 12 月 31 日まで

削除

4 根拠法令

地方税法（抜粋）

（寄附金税額控除）

第314条の7 市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が二千元を超える場合には、その超える金額の百分の六（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の八）に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が二千元を超える場合には、当該百分の六（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の八）に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）を当該納税義務者の第三百十四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

（略）

- (4) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下この号及び第3項において「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

（略）

- 3 第1項第4号の規定による市町村の条例の定めは、当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（以下この条において「控除対象特定非営利活動法人」という。）からの申出があった場合において適切と認められるときに行うものとし、当該条例においては、当該控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならない。

※「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金」とは、「個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金」をいいます。

5 参考資料

- (1) 法人の概要 別紙1
(2) 特定非営利活動法人（NPO法人）制度の概要 別紙2